

金沢市中小企業賃金引上げ奨励金

～若年労働者賃金引上げ支援～

申請要領

申 請 期 間

令和8年4月13日（月）から令和9年3月15日（月）まで

【お問い合わせ先】

金沢市 商工労働課 労働政策係

〒920-8577

金沢市広坂 1-1-1 金沢市役所 第一本庁舎 5 階

Tel : 076-220-2199

Mail : chinage@city.kanazawa.lg.jp

- ・ お問い合わせ時間：平日 9 時～17 時 45 分（土日祝除く）
- ・ 原則メールでお問い合わせください。

※原則、**電子申請**での申請にご協力をお願いいたします。

【はたらくサイト URL】

<https://kanazawa-hataraku.jp/employer/chinage/>

サイト二次元コード



令和8年6月25日

I. 本事業の概要・交付対象・交付額

1. 制度の趣旨

国の経済対策に呼応し、物価高騰の影響を受ける中小企業者の若年労働者の賃上げ及び人材確保を支援するため、奨励金を支給します。

2. 交付対象等

(1) 交付対象者

金沢市内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）

○中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条第1項）

下表の①、②のいずれかに該当すること

主たる事業	①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員の数 ^{※注}
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

○交付対象者の範囲

対 象	対象外
・会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、 合同会社、特例有限会社、土業法人) ・個人事業主 ※診療報酬・介護報酬・障害者福祉 サービス等報酬等の改定による 従業員の賃上げを行った者を除く	・協同組合等の組合 ・医療法人、宗教法人、学校法人、 農事組合法人、社会福祉法人 ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・特定非営利活動法人 ・任意団体

※注 常時使用する従業員の数

以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- 会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- 個人事業主本人および同居の親族従業員
- 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
- 以下のいずれかの条件に該当する者
 - a. 日々雇い入れられる者
 - b. 2か月以内の期間を定めて雇用される者
 - c. 季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
（ただし、aは1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合、b及びcは所定の期間を超えて引き続き雇用されるに至った場合は「常時使用する従業員」に含まれます。）

【交付対象外となる場合】

- 雇用保険適用事業主でない者
- 市税を滞納している者
（金沢市内の事業所に金沢市税が課されていない場合は交付対象外）
- 労働関係法令を遵守していない者
- 次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）
 - a. 発行済株式の総数または出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している
 - b. 発行済株式の総数または出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している
 - c. 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている
- 目的を同じくする賃金引上げについて、他の助成制度（国、県、その他の助成）を利用する者
- 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有すると認められる者

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金等の出資・出捐を受けている者
- 上記のほか、市長が適当でないと認める者

（２）対象従業員

交付対象者に雇用されている正規雇用労働者で、次の全てを満たす者（試用期間中の者を含む）

- 期間の定めのない労働契約を締結する者
- 金沢市内にある事業所に勤務する者
- 令和8年4月1日における年齢が35歳未満である者
- 雇用保険の被保険者である者

【交付対象外となる者】

- 法人の役員の親族・個人事業主の親族
（親族：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）
- 交付申請日に退職している者

（３）交付要件

奨励金の交付要件は、次の全てを満たすこと

- 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、対象従業員に支給する所定内賃金^{※1}（初任給^{※2}の場合は採用時に提示した額）より5%以上の賃金の引上げを行い、引上げ後の所定内賃金により算定した賃金を支給していること。

（令和8年4月1日から令和9年2月28日の対象期間内に賃金引上げの算定期間が含まれていれば対象となります）

- 引上げ後の賃金が、石川県最低賃金の額を上回っていること。
- 賃上げ実施後 1 年間は賃金を引き下げることなく、雇用を継続することについて誓約すること。

※1 所定内賃金とは、最低賃金の対象となる賃金（基本給、職能に応じた手当等）に限ります。諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は対象とはなりません。

※2 初任給とは、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの間に、新たに雇用した者に支払う最初の賃金のこと。

3. 交付額

交付額 : 賃上げした対象従業員 1 人当たり 5 万円

上限額 : 最大 10 人分（1 事業者 50 万円）

※申請は法人単位で行い、同一事業者からの申請は 1 回限りとします。

市内に複数事業所がある場合は、各事業所の対象従業員をまとめて

1 回で申請してください。申請後に追加申請を行うことはできません。

Ⅱ. 提出書類、申請方法等

1. 提出書類

(1) 交付申請書

①交付申請書（様式1）

②賃金引上げ計算書（様式2）

(2) 添付書類

①登記情報等がわかる書類（の写し）

＜法人＞

・履歴事項全部証明書（3か月以内）

＜個人事業主＞

・開業届出書（收受日付印があるもの）

※e-Tax の場合は受信通知を添付

・直近の所得税青色申告決算書、確定申告書（第1表）

※白色申告の場合は収支内訳書を添付

②対象従業員が正規雇用労働者（無期雇用）である確認書類

・対象従業員の労働条件通知書又は、雇用契約書等

③対象従業員の生年月日が確認できる書類 兼 雇用保険被保険者である確認書類

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人用）の写し
又は、雇用保険被保険者証の写し

④賃金の引上げが確認できる書類

・対象従業員全員の賃金引上げ前後の賃金台帳

・初任給の場合は、採用時に提示した額がわかる求人票等

（必要に応じて、就業規則等の提出を求める場合があります）

(3) 請求書類

①請求書（金沢市様式）

②振込先口座の通帳の写し

（支店名、口座番号等が記載されたページ）

※提出書類のほかに、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。

【チェックリスト】

必要書類をご確認いただき、提出漏れの無いようにお願いいたします。

項目		法人	個人事業主	✓欄
(1) 交付申請				
①交付申請書		電子申請 ・申請画面で入力 郵送による申請 ・金沢市中小企業等賃金引上げ 奨励金交付申請書(様式1)		
②賃金引上げ計算書 (エクセルで提出)	様式2	○	○	
(2) 添付書類				
①-1 登記情報がわかる書類		○	—	
①-2 開業等が分かる書類		—	○	
②対象従業員が正規雇用労働者(無期雇用)である確認ができる書類		○	○	
③生年月日(35歳未満)確認書類 兼 雇用保険被保険者確認書類		○	○	
④賃金の引上げが確認できる書類		○	○	
(3) 請求書類				
①請求書	市様式	○	○	
②振込先口座の通帳の写し		○	○	

2. 宣誓・同意事項

金沢市賃金引上げ奨励金を申請・受給するにあたり、下記の項目の全てに対して宣誓・同意をいただく必要があります。

※電子申請上又は申請書面にて、宣誓・同意をいただきます。

1. 労働関係法令、金沢市暴力団排除条例、金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和 51 年規則第 38 号）の定め及び補助金交付決定通知書の内容に違反する行為はいたしません。
2. 前項の違反行為により補助金交付決定の取り消し処分を受け、既に補助金の交付を受けている場合には、市の規定に従い、市から交付を受けた補助金を直ちに返還します。
3. 申請書等記載の従業員について、賃上げ実施後 1 年間は賃金を引き下げることなく、雇用を継続します。
4. 大企業（みなし大企業を含む。）ではありません。
5. 支給要件を全て満たし、申請書記載事項及び添付書類の内容に虚偽はありません。
6. 金沢市が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入等の調査に応じます。
7. 金沢市中小企業賃金引上げ奨励金交付要綱及び申請要領等を遵守します。
8. 金沢市中小企業賃金引上げ奨励金交付申請の資格審査のため、市税納税状況について調査されることに同意します。

3. 交付申請手続

交付申請は、引上げ後の賃金を支給した後に行ってください。

(1) 申請期間

申請開始日 令和8年4月13日（月）

申請締切日 令和9年3月15日（月）

※予算の上限に達した場合は、申請締切日前に受付を締め切ります。

(2) 申請書類の提出方法

①電子申請【原則】

(令和9年3月15日（月）23時59分までに申請受付完了)

金沢市中小企業賃金引上げ奨励金のホームページ（金沢市はたらくサイト）により、電子申請専用ページにアクセス可能

※郵送による申請は審査に時間を要するため、電子申請を推奨します。

②郵送による申請

(令和9年3月15日（月）の消印有効)

金沢市中小企業賃金引上げ奨励金のホームページ（金沢市はたらくサイト）により、申請書等をダウンロードし、下記の宛先に郵送

宛 先：〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所 第一本庁舎5階

金沢市 商工労働課 労働政策係 宛

※封筒には差出人の住所氏名を記載し、必ず簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(3) お問い合わせ

金沢市 商工労働課 労働政策係

※お問い合わせは、原則メールでお願いします。

Mail : chinage@city.kanazawa.lg.jp

Tel : 076-220-2199 (9:00~17:45 (土日祝除く))

4. その他留意事項

- (1) 申請の審査の際、不明な点が発生した場合等は、記載された連絡先へ連絡及び追加書類の提出を求めることがあります。速やかに対応ください。
- (2) 審査後、交付決定及び額の確定通知書により、お知らせします。
- (3) 奨励金交付後、提出された書類について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された際には、奨励金の返還等を求める場合があります。
- (4) 一度提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。